

ふれあい・いきいきサロン 活動の手引き

平成30年度版



社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

地域福祉推進課 まちづくり推進担当

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階
多摩ボランティア・市民活動支援センター内

電話 042-373-5616 FAX 042-373-6629

E-mail: tamamachi@tamashakyo.jp

1. ふれあい・いきいきサロンとは

「ふれあい・いきいきサロン」とは、地域にお住まいの住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動です。

多摩市内では、社会福祉協議会の登録・連携サロンが約80団体、活動しています。

2. ふれあい・いきいきサロンの効果

(1)地域のつながり、仲間づくり

サロンの参加を通じて、近所の人と出会い、交流を続けて行くことで、知り合い・仲間が増え、日頃の生活の中での交流につながります。

(2)孤立・閉じこもりの防止、見守り効果

近くにサロンがあれば、気軽に出かけることが出来ます。サロンで様々な人と交流する中で、孤立感が解消されて行きます。

また、お互いの顔を確認することで、顔を見せなくなった人を気にかける等、「見守り」の効果が生まれます。

(3)地域の情報交換の場、機会

サロンでの会話の中から、近所の情報、町内の行事等、色々な情報を提供しあう機会となります。また、心配事や地域の福祉課題が発見される機会になります。

(4)災害時に強い地域づくり

地域で知り合いが増え、交流が深まることで、災害時の声かけ等、地域の防災力の向上に役立ちます。

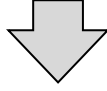
(5)身近なボランティア活動

サロンの運営は、高齢者の笑顔や子どもの成長と出会うことのできる、地域での身近なボランティア活動です。

3. ふれあい・いきいきサロンのはじめ方

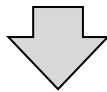
①どんなサロンを始めるかを決めましょう！

地域では、どのようなサロンが必要か？ サロンをやりたいきっかけは？



②サロンを運営する仲間を集めましょう！

一人で始めるのは大変なこともあります。一緒に運営する仲間、協力、支援してくれる仲間を集めましょう。



③サロンの基本的な活動日時、場所、内容等を決めましょう！

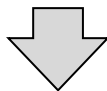
運営メンバーで、活動日時、場所、内容を考えましょう。

【活動日時】 頻度（月1回、週1回、等）
曜日や時間をいつにするか

【活動場所】 やりたい内容にあった場を見つける
（例）集会所、コミセン、自宅 等

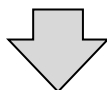
【内容】 どのようなプログラムを行うか
（例）茶話会、体操、季節行事（花見等） 等

【参加費】 無料か実費負担をいただくか



④参加を呼びかけましょう！

チラシの配布や近所の声かけなど、様々な方法で参加者を集めましょう。



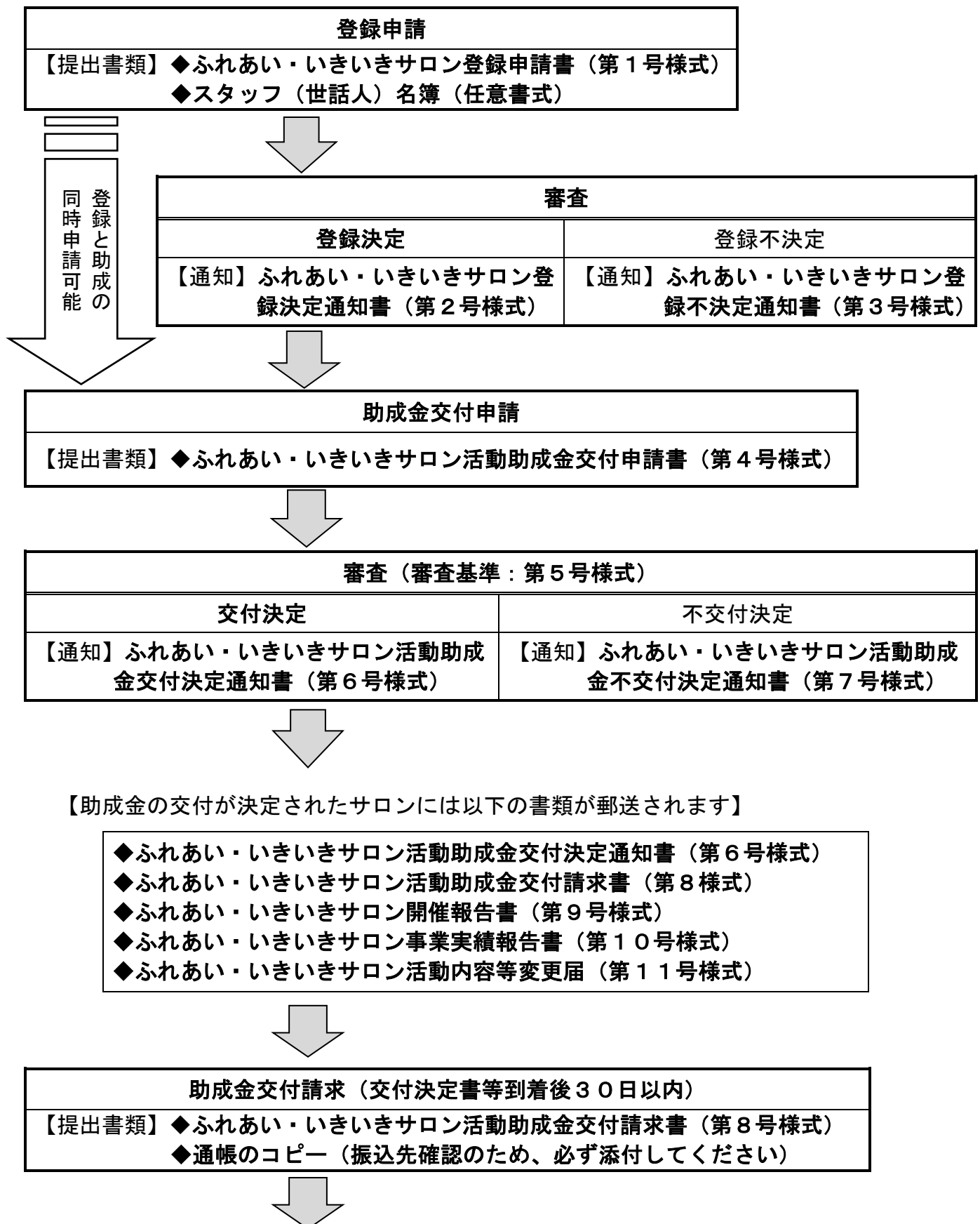
⑤サロンを開きましょう！

準備が出来たら、サロンを始めましょう。特別なプログラムを開く必要はありません。楽しく、無理なく、気軽に参加できる場にして行きましょう。

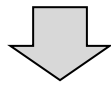
運営者と参加者という区分ではなく、参加者も含めてみんなが主体的に進めていけるサロンを目指しましょう。

※社会福祉協議会は、サロン活動を支援します！ 詳細は、次のページより♪

4. 登録申請から助成金交付、報告までの流れ



助成金交付
交付請求書に基づき、指定の口座に助成金を振り込みます。



報告	
開催報告 (翌月10日までに毎月提出)	事業実績報告 (年度終了後、速やかに提出) ※助成金を申請した場合
【提出書類】ふれあい・いきいきサロン 開催報告書(第9号様式)	【提出書類】ふれあい・いきいきサロン事業 実績報告書(第10号様式)

【その他】

1. 変更の届け出

登録内容について変更が生じた場合は、「ふれあい・いきいきサロン活動内容等
変更届(第11号様式)」をすみやかに提出してください。

【変更届が必要となる内容】
◆サロン名
◆代表者(氏名・住所・電話番号)
◆連絡責任者(氏名・住所・電話番号)
◆開催場所
◆開催日時
◆参加費

※外出や行事などにより一時的に定例の会場以外でサロンを開催する場合は、
保険の変更手続きが必要となります。会場変更日の1週間前までに事務局へ
ご連絡ください。

2. 助成金の返還

以下の要件に該当する場合、交付した助成金の全部または一部の返還を請求することが
あります。

- ①不正な方法により助成金の交付を受けたとき
- ②助成金を交付目的以外に使用したとき
- ③当該年度の運営・活動経費が、すでに助成交付した額を下回るとき
- ④その他、「ふれあい・いきいきサロン事業推進要綱」の規定に反したとき

5. ふれあい・いきいきサロンの登録について

ふれあい・いきいきサロンが継続的にサロン活動が出来るよう支援するために、社会福祉協議会では、登録制度を行っています。

登録サロンとなると、次の支援が受けられます。

(1)登録することで受けられる支援の内容

- ①ふれあいサロン・社協行事傷害補償保険への加入
(週2回、1回30人を上限とする)
- ②サロンの運営に関する相談
- ③活動情報の提供
- ④広報活動
- ⑤サロン活動等助成金の交付(申請制。審査あり)

(2)登録するための条件

登録サロンとして、ふれあい・いきいきサロンを運営するためには、次のとおり行う必要があります。

①サロン運営に必要な方

- ①代表者 … 代表者を1名選出してください。
- ②世話人 … 必要に応じ、設置。参加者が交代して担うのも可。
- ③参加者 … 特定の限られた方に限定せず、広く参加者を受け入れてください。

②実施場所

多摩市内の地域の集会所、公共施設、個人宅等
※各サロンにて活動場所を確保してください。

③活動回数

原則、月1回以上

④活動内容

茶話会、体操、季節行事(花見等)等。参加者と相談しながら企画、運営するとより活動内容が充実します。

⑤参加費

無料または、運営に必要な金額(出来る限り低額)、実費負担分等を参加者より徴収します。

禁止事項（次のような活動は、ふれあい・いきいきサロンとは認められません！！）

- ①営利行為を目的とした活動
- ②政治行為にかかる活動
- ③宗教活動にかかる活動
- ④法令または公序良俗に違反する活動

(3)登録の手続きについて

①登録申請手続き

「ふれあい・いきいきサロン登録申請書（第1号様式）」と「ふれあい・いきいきサロン世話人（スタッフ）名簿（任意書式）」に必要事項を記入し、本会に提出してください。

②登録決定

審査を経て、登録が決定された場合は、「ふれあい・いきいきサロン登録決定通知書（第2号様式）」が発行されます。（登録不可の場合は、「ふれあい・いきいきサロン登録不決定通知書（第3号様式）」が発行されます。）登録決定後、助成金の支援を希望する場合は、別途、助成金の交付申請手続きが必要になります。助成金申請の詳細は、「5. ふれあい・いきいきサロン活動等助成について」をご覧ください。なお、登録申請と助成金交付申請を同時に行うことも可能です。

登録決定後、申請内容に基づき、本会にて、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償保険への加入」を行います。ただし、補償範囲は、週2回、1回30人を上限とします。

※登録申請書の書き方は、P10を参照のこと

③報告義務（登録決定後）

1) 開催報告

登録サロンは、毎月の開催状況について、翌月10日までに、「ふれあい・いきいきサロン開催報告書（第9号様式）」にて、報告する必要があります。提出方法は、持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

2) 変更届

申請内容から変更があった場合は、速やかに「ふれあい・いきいきサロン活動内容等変更届（第11号様式）」にて届出を行う必要があります。

【変更内容】 サロン名の変更。代表者の交代。連絡責任者の変更。
開催日時、開催回数、開催場所、参加費の変更等。

④次年度以降もふれあい・いきいきサロンを継続する場合

毎年度、登録申請が必要です。活動中の登録サロンにつきましては、2月下旬までに代表者宛てに「次年度の申請書」一式を郵送します。（この時期にサロン交流会が行われる場合は、その際にお渡しします。交流会に欠席された場合は、郵送します。）

(4)ふれあいサロン保険の内容について

登録サロンに対し、社会福祉協議会の負担で加入する保険の補償内容は次のとおりです。(年度により保険内容に変更が生じる場合があります)

①被保険者（保険の補償を受けられる方）

→「ふれあい・いきいきサロン」の参加者、ボランティアなど

②対象となる活動

→登録申請書に基づく「ふれあい・いきいきサロン」の活動

※サロン活動中だけでなく、家と会場の行き・帰りも対象となります。

※開催日を変更する場合、外出等で開催場所を変更する場合は、事前に社会福祉協議会まで連絡が必要です。

③対象となる活動

→登録申請書に基づく「ふれあい・いきいきサロン」の活動

※開催日を変更する場合、外出等で開催場所を変更する場合は、事前に社会福祉協議会まで連絡が必要です。

6. ふれあいいきいきサロン活動等助成について

(1) 助成について

登録サロンは、年度内に1団体1回に限り、助成金を申請し、交付を受けることができます。

助成金には、活動助成と設立助成の2種類があります。

(2) 助成の種類について

①活動助成 …サロン運営に必要な経費のうち、以下のものについて助成します。

対象経費（項目）	内容
会場賃借料	サロンの会場を借りるための費用
広報宣伝費	チラシ、ポスター等の印刷費
諸謝金	サロンで招いた外部講師の謝礼、交通費等
消耗品費	イベント等の材料費、お茶代等
その他本会会長が必要と認めるもの	上記の他、本会会長が必要と認めた活動経費

②設立助成 …初めて助成金を申請する団体で、設立2年目以内のサロンに対し、以下のものについて助成します。

対象経費（項目）	内容
初期投資費用	新規にサロンを設置するために必要な初期投資費用として必要なもの (什器備品の購入等)
活動助成で定めた経費	会場賃借料、広報宣伝費、諸謝金、消耗品費、その他会長が必要と認めた経費

(3) 助成金額について

①活動助成

開催回数	助成金額
月1回以内	年5,000円
月2～3回	年10,000円
月4回以上または週1回以上	年15,000円

②設立助成

助成要件	助成金額
初めて助成金を申請する設立2年目以内の登録サロン	年20,000円以内

※活動助成と設立助成の同時交付は出来ません

(4) 助成金交付申請手続き

「ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書（第4号様式）」と「ふれあい・いきいきサロン世話人（スタッフ）名簿（任意書式）」に必要事項を記入し、本会に提出してください。

※助成金交付申請書の書き方は、P11を参照のこと

(5) 助成金交付決定

審査を経て、交付が決定された場合は、「ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付決定通知書（第6号様式）」が発行されます。（交付不可の場合は、「ふれあい・いきいきサロン活動助成金不交付決定通知書（第7号様式）」が発行されます。）

(6) 助成金の交付請求

決定通知書に受理日から30日以内に、同封されている「ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付請求書（第8号様式）」に必要事項を記入し、振込を希望する通帳のコピー（写し）を添えて、本会に提出してください。

請求書受理後、助成金を振り込みいたします。

(7) 助成金の活用後の報告義務

年度の活動終了後、速やかに「ふれあい・いきいきサロン事業実績報告書（第10号様式）」を本会に提出してください。

(8) 助成金の返還について

助成金の交付を受けた登録サロンが、次に該当する場合、助成金の一部又は全部の返還を求める場合があります。その場合、「ふれあい・いきいきサロン活動助成金返還通知書（第12号様式）」により、当該サロンに通知いたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①不正な方法により助成金の交付を受けたとき②助成金を交付目的以外に使用したとき③当該年度の運営・活動経費が、すでに助成交付した金額を下回るとき④その他、「ふれあい・いきいきサロン事業推進要綱」の規定に違反したとき |
|---|

(9) 次年度以降も助成金の交付を希望する場合

毎年度、登録申請及び助成金交付申請が必要です。活動中の登録サロンにつきましては、2月下旬までに代表者宛てに「次年度の申請書」一式を郵送します。（この時期にサロン交流会が行われる場合は、その際にお渡しします。交流会に欠席された場合は、郵送します。）

記入見本

社会福祉法人
多摩市社会福祉協議会 会長 殿

ふれあい・いきいきサロン登録申請書

サロン名	TAMAたまサロン							
設置日	平成 26年 5月 20日							
代表者	住所	〒206-●●●●● 多摩市 落合●—●—●						
	フリガナ	サロン ヤルゾウ						
	氏名	佐論 やる三				印		
	電話	(373) ●●●●●	FAX	(373) ●●●●●				
連絡責任者 ※代表者と別 にいる場合	住所	〒206-●●●●● 多摩市 落合●—●—●						
	フリガナ	アツマリ スキヨ						
	氏名	集 好代						
	電話	(356) ●●●●●	FAX	()				
<input type="checkbox"/> 連絡のみ連絡担当者 <input checked="" type="checkbox"/> 書類等の送付先も連絡担当者								
開催日時		月	火	水	木	金	土	日
	第1週	○						
	第2週							
	第3週	○						
	第4週							
毎月 第 (1)・2・(3)・4 月 曜日/毎週 曜日 時間 14:00 ~ 16:00 その他 (年に数回、外出事業を予定)								
開催場所	名称	落合●—●集会所 (集会所) 公共施設・個人宅・その他 ()						
	住所	多摩市 落合●—●—●						
	電話	(375) ●●●●●	FAX					
活動の内容	落合●丁目住民の孤立を防ぐためにサロンを行う。 茶話会、講師を呼んでの勉強会、等							
参加費	(1回) 月額 200円							
参加人数	参加者 20名 (内 運営スタッフ 5名)							
助成金申請	(いずれかに○) 助成金の申請を (希望する) ・ 希望しない							

添付書類

- ①ふれあい・いきいきサロン参加者名簿（任意書式）
- ②ふれあい・いきいきサロン助成金交付申請書（第4号様式）※助成金交付を希望するサロンのみ

記入見本

第4号様式（第9条関係）

平成 30年 3月 10日

社会福祉法人

多摩市社会福祉協議会 会長 殿

サロン名： TAMAたまサロン

代表者名： 佐論 やる三 (印)

平成30年度 ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書

「ふれあい・いきいきサロン活動助成金」について、下記のとおり申請します。

記

1. 助成金種別・金額

	区分	種別	助成金交付額
	活動助成	月1回実施	年5,000円
○	活動助成	月2回または3回実施	年10,000円
	活動助成	月4回以上または週1回以上実施	年15,000円
	設立助成		年20,000円以内

↑該当するものに○を付けてください。

2. 収支予算内訳（見込） ※収入と支出の合計額が一致するように記入のこと。

<収入>

項目	予算額	内容
社協助成金	10,000円	
参加費	96,000円	200円×20名×2回×12ヶ月
前年度繰越金	円	
社協以外の助成金	円	
	円	
	円	
計	106,000円	

<支出>

項目	予算額	助成金充当額	内容
会場費	24,000円	10,000円	集会所使用料
広告宣伝費	20,000円	円	チラシ作成費用
諸謝金	36,000円	円	講師費用（4回分）
消耗品費	26,000円	円	お茶、茶菓子、資料代等
	円	円	
	円	円	
計	106,000円	10,000円	